

## 秘密保持契約に関するシンドラー社との協議について

事故の再発防止に向けた原因解明のためには、事故機を制御していたコンピューターのプログラムソースコードを含む技術情報を入手し、詳細な分析を実施する必要があります。

そのためには、シンドラー社の誠意ある協力が不可欠であり、同社スイス本部最高責任者ローランド・W・ヘス氏及び同社前社長ケン・スミス氏が出席した昨年6月16日開催の住民説明会席上において、「皆さんの安全のためなら何でも開示する」との約束がなされているところです。

その後8月に入り、同社から、技術情報の開示に当たっては、いわゆる「秘密保持契約」の締結が不可欠であるとし、同社が考える秘密保持契約書案が提示されました。これを皮切りに契約締結交渉が始まりましたが、区の調査については第三者的に有限会社タグラム・デザイン・エンジニアリング（畑中氏）に委託して実施することとなったため、本年2月2日、シンドラー社からこれを踏まえた秘密保持契約書案が再度提示されました。

これに対し同月27日、区は修正を求め、3月23日には同社から再々度秘密保持契約書案が提示されましたが、提供される秘密情報を用いた損害賠償請求を制約する条項が含まれており、交渉は平行線をたどっていました。

区は去る4月26日、昨年6月16日の同社の約束を基本として、改めて区が提示する秘密保持契約書案による契約締結を求め、公文書により同社社長に申入れを行い、同時にこの内容についてマスコミ各社へ報道発表しました。

文書による申入れ後、今月9日、同社の新社長ゲアハルト・シュロッサー氏が来庁し、区長と会談しましたが、その席上では文書による具体的回答はなく、「双方で専門の弁護士を立て、弁護士同士で早期に解決を図りたい」との新提案がされたのみでした。

その後、5月22日に同社社長名の正式文書が届きましたが、その内容は、締結に向け歩み寄るどころか、

(1) 秘密情報を用いた調査結果については、まず同社に提出し、同社は一定期間これに対する修正権を有する。

(2) 両当事者が同意しなかった場合は独立した調停者の判断に委ねる。

(3) 独立した調停者による判断がなされるまでは公開できない。

等々同社に都合のいい条件が付加されたものであり、到底受諾できるものではありませんでした。

区では、同社との交渉を今後更に専門的・効果的に行うため、5月25日に国際企業訴訟等の実績が豊富な弁護士にアドバイスを依頼いたしました。

5月30日に、シンドラーの代理人である弁護士が回答文書に対する港区の考えを確認するため来区したことから、当区が依頼した弁護士のアドバイスに基づき、「シンドラー社の回答を見る限り、昨年6月の約束は反故にされたと判断せざるを得ず、本回答については交渉の余地はない。」旨を伝えました。

今後、弁護士の助言を得ながら、粘り強く同社からプログラムソースコード等の提供を求め、原因解明と再発防止に向けた取組みを進めてまいりたいと考えています。